

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
<p>本社</p> <p>郡山支店</p> <div data-bbox="119 667 395 752" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>様式第一号別紙二(1)又は(2)に記載した営業所の名称を記載する。</p> </div>	<p>フリガナ</p> <p>フクシマ イチロウ 福島 一郎</p> <p>ワカマツ ツルオ 若松 鶴雄</p> <p>キタカタ サユリ 喜多方 さゆり</p> <div data-bbox="443 667 683 707" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>フリガナを必ずつける。</p> </div>	<p>土-7 と-7</p> <p>園-4</p> <p>解-7</p> <div data-bbox="850 689 1329 790" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>記載要領及び別表3を参照し、担当する建設工事の種類と有資格者区分を記入する。 様式第8号と整合性をとること。</p> </div>	<p>14</p> <p>02</p> <p>60</p>
<p>◎営業所技術者等とは</p> <p>営業所に常勤(テレワーク(営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。)を行う場合を含む。)して専らその職務に従事することが求められている。 ただし、条件を満たす場合は、監理技術者等の職務を兼ねることができる。 (国土交通省監理技術者制度運用マニュアルを参照のこと)</p>			